

川崎市公告第60号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度川崎市学校給食用食材衛生検査業務委託

(2) 履行場所

給食調理施設のある市立学校、学校給食センター及び教育委員会事務局健康給食推進室のうち6か所程度

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託概要

学校給食用食材の衛生検査

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」・種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 食品衛生法上の登録検査機関であること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。提出された競争入札参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。競争入札参加申込書等は、
3(1)の場所で配布します。また、川崎市教育委員会ホームページ「令和8年度川崎市学校給食用食材衛生検査業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000182507.html>)において、ダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔中学校給食〕：佐々木担当

電話：044-200-2538（直通）

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

(2) 配布・提出期間

令和8年1月15日（木）から令和8年1月21日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 提出方法

持参または書留郵便とします。ただし、書留郵便による場合の提出期限は、令和8年1月20日（火）必着とします。

(4) 提出するもの

- ①競争入札参加申込書
- ②食品衛生法上の登録検査機関であることを証明するものの写し

(5) その他

ア 提出された競争入札参加申込書等は返却しません。

イ 競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、上記（1）の場所とします。

4 入札説明書等の縦覧

3（1）の場所、3（2）の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出し、当該業務の入札に参加することが認められた者に、令和8年1月23日（金）までに競争入札参加資格確認通知書を交付します。

また、競争入札参加資格があると認めた者には、入札書、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。交付方法については、令和7・8年度「業務委託有資格業者名簿」に登録の電子メールアドレスにメールを送信します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問い合わせ先

3の（1）と同じです。問合せ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールで送信し、送信後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年1月29日（木）

（毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

(3) 回答予定日

令和8年2月3日（火）に電子メールにて回答

(4) その他

- ア 原則として、受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。
- イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。
- ウ 回答後に再質問は受け付けません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付後にこの公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、「入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書及び入札内訳書をもって行い、入札書等は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、各検査等の単価額及び単価額に予定数量を乗じた推定総金額（税抜き）を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年2月6日（金）午前11時05分

イ 場 所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所 7階会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、各検査等の予定単価額に予定数量を乗じて算出した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。なお、落札者の入札内訳書に記載された単価を契約単価とし、実際の各検査等の発注数量にかかわらず、契約単価を用いるものとします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。